

平成 21 年 9 月 24 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 藤 原 静 雄

情報公開の総合的な推進等について（報告）

1 はじめに

神奈川県情報公開運営審議会は、平成 17 年 3 月の第 11 期審議会答申「県民との情報共有を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について」（以下「答申」という。）の中で、情報提供の充実等についての基本的な考え方を示し、県において具体的な取組みを進めることを提言しました。

答申に基づき、県では「県政情報の公表の推進に関する要綱」及び「公開決定情報の提供に関する事務処理要領」の整備等を行い、情報提供等の拡充に努めています。

しかし、県民との情報共有を一層推進する観点からは、答申の考え方を「情報公開の総合的な推進」として条例で示すこと、新たに県民からの求めに応じた情報提供制度を整備することなどについて、さらに検討が必要と考えます。

また、県が平成 22 年 4 月に設立を予定している地方独立行政法人の位置付けなど、条例運用上の課題も生じています。

以上のことから、当審議会としては、情報公開の総合的な推進等に係る条例改正事項についての対応方針を検討してきましたが、このたび審議会としての結論がまとまりましたので、第 14 期審議会の中間報告書として提出することとします。

2 情報公開の総合的な推進について

県が、昭和 58 年 4 月に全国に先駆けて「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」（平成 12 年 3 月に「神奈川県情報公開条例」に改正）を施行してから既に 27 年が経過しました。この間、この制度は、県民からの請求に基づく情報公開制度を中心に運営されてきました。

しかし、今日、県民と県との信頼関係を深めるためには、県民との情報共有をより

一層推進する必要があります。そのため、情報公開請求を待たなくとも、県民に対し県政に関する分かりやすい情報を積極的に提供していくことが重要と考えます。

情報提供については、現行条例の第4章「雑則」の第24条*に理念的な規定が定められているのみで、その具体策については冒頭記載の答申を受けて、要綱等に規定し、実施しているところですが、多くの都道府県においては、情報公開条例の中で情報提供に係る様々な施策が明確に位置付けられています。

また、本年3月に制定された神奈川県自治基本条例においても、県政運営の基本原則に基づく制度及び手続の一つとして情報提供及び情報公開が位置付けられ、県政情報の積極的な情報提供に努めることや行政文書の適正な公開等が規定されています。

こうしたことを踏まえ、県において、広義の情報公開（情報公開請求、情報の公表、情報提供施策、会議の公開等）を総合的に推進することを明確にし、公正で開かれた県政の実現を図る観点から、現行条例の改正を行うべきものと考えます。

*条例第24条

実施機関は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が容易に得られるようにするため、その保有する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(注) 本報告書における①情報公開請求、②情報の公表、③情報提供施策、④会議の公開は次のような意味で使用しています。

①情報公開請求・・・行政文書の公開を請求する権利の行使に対して、県が義務的に情報を公開すること

②情報の公表・・・県が法令、条例、要綱等に基づいて義務的に情報を広く一般的に公開すること

③情報提供施策・・・県が任意に情報を提供すること

④会議の公開・・・附属機関等*の会議を公開すること

*附属機関等とは、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」における附属機関及び懇話会・協議会等（一部除く。）をいう。

具体的には、次のような方針で改正に臨むことが適当と考えます。

(1) 目的規定の改正について

現行条例の第1条では「～（略）～ 行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、公正で開かれた県政の実現を図り、もって県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層推進することを目的とする。」とされています。

しかし、こうした目的は情報公開請求の制度のみにより実現されるものではなく、広義の情報公開（情報公開請求、情報の公表、情報提供施策、会議の公開等）を総合的に推進することにより、実現されるものであることを目的規定において明確に規定することが適当と考えます。

また、目的規定の改正と併せて、実施機関の責務として情報公開の総合的な推進に努めること及び情報公開の総合的な推進にあたり、個人のプライバシー保護等に

最大限の配慮をしなければならないことを規定することが適当と考えます。

(2) 「情報の提供等」に関する章の新設について

情報公開請求については、現行条例において第4条から第21条に詳細に規定されていますが、情報提供については、第24条に理念的な規定が定められているのみとなっています。

しかしながら、前記(1)に記載したように県政に対する県民の理解を深め、県民と県の信頼関係を一層推進するという本条例の目的を実現するためには、広義の情報公開を総合的に推進することが重要であることから、情報公開請求以外の部分についても、新たに章を立て、県民が県政に関する情報を知るための手段である、情報の公表、情報提供施策、会議の公開を条例で規定し、明確にすることが適当と考えます。

また、出資団体等及び指定管理者の情報公開については、現行条例では「雑則」の章に規定されていますが、情報公開の総合的な推進に資するものであることから、「情報の提供等」の章に位置付けることが適当と考えます。

ア 情報の公表について

県では「県政情報の公表の推進に関する要綱」に基づき、県政の重要かつ基本的な情報について公表を実施しており、「公開決定情報の提供に関する事務処理要領」に基づき、複数回公開決定したものなどについて公表に努めていますが、情報の公表の重要性にかんがみ、要綱等で定めている制度の主要な内容について条例で規定し、明確にすることが適当と考えます。

また、附属機関等に提出された会議資料（公開の会議*に限る。）については、現行要綱上は公表項目として挙げられていませんが、県における附属機関等の会議は、県政に関する重要な課題について議論されることが多く、議事録だけでなく、提出された会議資料の内容についても県民が知ることのできるよう、条例上の公表項目として位置付けることが適当と考えます。

*公開の会議とは、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」において公開とされる会議

イ 情報提供施策の拡充について

情報提供施策には、①県が県民の具体的な求めによらず積極的に行う情報提供と②県民の求めに応じて行う情報提供があります。

県民が正確で分かりやすい情報を容易に入手できるよう、①県が県民の具体的な求めによらず積極的に行う情報提供については、これまでも各種パンフレット

の作成、広報紙やホームページへの掲載等により行われているところですが、今後とも様々な媒体を活用して積極的に提供するように努めることを規定し、②県民の求めに応じて行う情報提供については、情報公開請求によらずとも県民に提供することが可能な行政文書は、迅速かつ簡易な方法により提供するように努めることを規定することが適当と考えます。

県民の求めに応じて行う情報提供については、その具体的内容を要綱等で定めることが必要と考えます。

なお、営利目的による情報公開請求については、簡易な方法で情報提供することの妥当性や費用対効果の面から、県民の求めに応じて行う情報提供とは別に整理すべき課題があると考えます。

ウ 県民が必要としている情報の把握について

情報の公表や情報提供施策の実施にあたっては、実施機関が知らせたい情報だけでなく、県民が必要としている情報を提供することが重要です。

そこで、県民が必要としている情報を的確に把握するように努めることを規定することが適当と考えます。

また、単に理念的な規定を置くにとどまることのないよう、県民が必要としている情報把握の具体的な方法を定めることが必要ですが、様々な方法があるので、当面、要綱等で柔軟に対応することが適当と考えます。

エ 会議の公開について

県では、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、附属機関等の会議の公開を実施していますが、附属機関等の会議の公開の重要性にかんがみ、要綱で定めている主要な内容について条例で規定し、明確にすることが適当と考えます。

オ 出資団体等及び指定管理者の情報公開について

出資団体等及び指定管理者の情報公開については、現行条例では「雑則」の章（第 25 条*及び第 25 条の 2*）に規定されていますが、新たに設ける「情報の提供等」の章に位置付けることが適当と考えます。

また、出資団体等及び指定管理者については、県とは別の独立した法人であることから、引き続き条例において県に準じた対応を求めるのは情報公開請求に限定し、情報提供については原則として各法人の判断で行うことが適当と考えます。

もともと、出資団体等は県との関わりが深く、県民から県に準じた説明責任が求められる法人であることを認識して、情報提供に努めることが必要と考えます。

* 条例第 25 条

- 県が出資その他財政上の援助を行う団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資団体等の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。
 - 3 出資団体等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び電磁的記録の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。
 - 4 実施機関は、前項の指定をした出資団体等に対し、同項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項の指導を行わなければならない。
 - 5 第 3 項の指定を受けた出資団体等は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
 - 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

* 条例第 25 条の 2

- 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下この項において同じ。）の管理を行わせる者として県が指定する者（以下この項において「指定管理者」という。）は、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者において管理しているものの公開に努めるものとする。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項に規定する公開について準用する。

3 その他条例運用上の課題について

(1) 地方独立行政法人について

平成 22 年 4 月に、県立病院が地方独立行政法人に移行する予定となっています。本県では初めて、地方独立行政法人が設立されることから、県が設立した地方独立行政法人について、条例上どのように位置付けるかという点が課題となります。

地方独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人であり、地方独立行政法人法第 3 条第 2 項は「地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない」と規定しています。

したがって、県が設立する地方独立行政法人は、その組織及び運営の状況を県民に明らかにすることが求められており、条例上の実施機関と同様に、情報公開の総合的な推進を図ることが必要であると考えられます。

以上のことから、県が設立する地方独立行政法人がその組織及び運営の状況を県民に説明する責務を全うするため、地方独立行政法人を条例上の実施機関に位置付けることが適当と考えます。

(2) 請求権者について

条例第4条は、請求権者（行政文書の公開を請求する権利を行使することができるもの）について「県内に住所を有する者、県内に勤務する者、県内に在学する者、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体その他行政文書の公開を必要とする理由を明示するもの」と規定し、県外居住者等が請求を行う場合には、行政文書の公開を必要とする理由を明示することを要件としています。

しかしながら、情報化社会の進展、経済活動の広域化等により、県外居住者等と県政との関わりが深まってきている現状を踏まえると、県民と県外居住者等を区別し、県外居住者等についてのみ、理由の明示を要件とする意義は乏しいものとなっています。

例えば、県の範囲を越えた広域的な見地から課題を解決するため、県が他の地方公共団体と連携している場合など、県外居住者等が、県政に利害関係又は関心を有している場合もあることから、県外居住者等に広く情報を入手し得る機会を保障することは、公正で開かれた県政の一層の推進に資するものであると考えられます。

なお、現行の条例の運用においても、県外居住者等からの請求について、明らかに公序良俗に反する理由である場合以外は認めるものとしており、実質的には、請求権者の範囲は限定していません。

以上のような状況にかんがみると、請求権者については制限を設けず、「何人も」とすることが適当と考えます。

(3) 行政文書の公開の実施に係る終了みなし規定等について

条例第13条は「実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに行政文書の公開をしなければならない」と規定しています。行政文書の公開（閲覧、写し等の交付など）は、郵送により写し等の交付を行う場合を除き、条例第10条第2項*に基づく諾否決定通知書に記入された期日及び場所で実施しています。行政文書の公開の期日については、通常、請求者と調整のうえ決定していますが、決定した期日に請求者が来庁せず、公開の実施ができない場合があります。

このような場合、実施機関と請求者の間で再度日時を調整していますが、中には日時を決定しても、請求者が特段の理由もなく来庁しないなどの事由により、長期間、公開を実施できない事例が見受けられます。

条例には、行政文書の閲覧等の期間制限に係る規定が設けられていないため、公開の実施ができない場合、実施機関としては、公開のために準備した行政文書の原本又は写し等を、請求者から公開の実施の申出があった場合に備え、行政文書の保存期間が満了するまで保管し続けざるを得ません。

前記のような事例は全体からみれば少数ではあるものの、請求者が、公開の実施を受ける意思がないと考えられるような場合において、実施機関が行政文書の写し等を保管し続けることは、情報公開制度の適正な運用という観点からは適切なこととはいえません。

このため、一定の条件のもとに、行政文書の公開を実施したものとみなす、又は公開請求の取下げがあったものとみなすといった規定を、条例に新たに設けることが適当と考えます。ただし、この場合は請求者にとって不利益となるため、当該規定を設けるに当たっては、請求者に対して、公開の実施を催告するなどの手続きについて、併せて規定するべきであると考えます。

* 条例第 10 条第 2 項

実施機関は、前項の規定により諾否決定をしたときは、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 まとめ

情報公開の総合的な推進に係る条例改正事項については、前記 2 のとおり検討を行いました。条例改正の趣旨を反映した施策を実施するためには、現行の要綱等の改正や、新たな要綱等を制定する必要があると考えられます。

そのため、当審議会としては、情報公開の総合的な推進について今後さらに詳細な議論を行い、その結果を第 14 期審議会報告書として提出することとします。